

公告「第72回通常総代会」における不明組合員の除名について

うらがCO-OPでは厚生労働省課長通知の指導基準および神奈川県消費生活課からの「実態に即した組合員管理」に基づく対応を進めています。通知の主旨に基づき、今年度は下記の条件を満たす、組合員 2,980 名をうらがCO-OPから除名します。

- ① 長期間にわたって未利用であり、かつ 2025 年 4 月～2026 年 3 月実施の利用再開および在籍確認に回答がない。

長期にわたってうらがCO-OPを利用されず、利用再開および在籍確認に対して回答をいただけない組合員を対象とします。この方々については、組合員の適正な運営の確保の立場から、総代会での「除名決議」の対象とします。

対象者については事業所で確認できます。最寄りの受付までお声がけください。

なお、除名手続き後も、住所確認ができた方であれば再加入手続きができます。

生活協同組合うらがCO-OP



掲載期間:2026 年 5 月 31 日まで